

議案第49号

鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更について

鳥栖地区広域市町村圏組合規約を次のように変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月4日提出

基山町長 松田 一也

鳥栖地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約（案）

鳥栖地区広域市町村圏組合規約（昭和52年佐賀県指令52地第803号）の一部を次のように変更する。

第15条第2項第2号を次のように改める。

(2) 組合の介護保険事業に要する経費

区 分	負 担 割 合
保険給付に要する経費	均等割 100分の10
	人口割 100分の40
	保険給付割 100分の50
その他の経費	均等割 100分の20
	人口割 100分の60
	高齢者人口割 100分の20

附則に次の1項を加える。

(平成30年度から平成31年度までの特例措置)

- 5 平成30年度から平成31年度までの間における第15条第2項第2号の規定の適用については、同号の表保険給付に要する経費の項中「均等割 100分の10」とあるのは「均等割 100分の20」と、「人口割 100分の40」とあるのは「人口割 100分の60」と、「保険給付割 100分の50」とあるのは「保険給付割 100分の20」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更を行う際には、全組織団体の協議によりこれを定め県知事に届け出ることになっており、その協議については、組織団体の議会の議決を経る必要がある。

平成29年12月12日原案 可決